

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第9号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項	道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項（ <u>同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。</u> ）	警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）	[略]	<u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</u>	第10条第3項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）	[略]	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）	[略]
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	[略]	<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</u>	<u>第5条第1項及び第8条第1項</u>
		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	[略]
		<u>岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）</u>	<u>第10条第2項及び第20条</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。